

## 1 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

高齢者福祉の観点から利用者負担の引き上げは極力避けるべきと考えますが、長野市全体で、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により利用者負担の明確化及び適正化を検討されている中で、老人憩の家については、現在の料金（120円）がコストに対して低額な設定となっていること、また、市の財源が限られていることを考慮すると、基準に沿って利用者負担を見直すことは、やむを得ない方向にあります。

見直しに際しては、当審議会老人福祉専門分科会において検討した、コストに対する利用者負担の水準（230円）を上限として、今後、現行料金の段階的な引き上げを実施し、利用者及び市の負担の適正化を図ることが妥当と判断しますが、昨今の高齢者を取り巻く現状を鑑み、料金の引き上げ時期並びに料金の引き上げ幅について慎重に検討のうえ実施するよう申し添えます。

なお、見直しと併せて、経費削減の努力や利用者の増加に向けた取組を優先的、積極的に行い、より一層のサービス向上を図る必要があります。

## 2 独居高齢者等緊急通報システム設置事業の利用者負担の導入について

行政サービスに対する市民負担の公平性を確保するなどの観点から、現在、民間で実施している事業と同程度のサービスを無料で提供している緊急通報システム設置事業に、利用者負担を導入すべきと判断しました。

利用者負担の導入に際し、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」との整合を図ると、公益性が高い事業であることから、利用者の負担割合は25%に該当すると思われます。このことを踏まえ、当審議会老人福祉専門分科会において検討した結果、事業運営等にかかる経費の25%程度が利用者負担として妥当との結論に至りました。

なお、実施に当たっては、事業内容を精査し、真に装置を必要とする者へ行き渡るよう対象者の要件の見直しや、提供するサービスの充実を図るとともに、利用者の負担を軽減するため、事業費の低減に努めるよう申し添えます。